

## 電子マニフェスト導入実務研修会報告



11月26日(木)午前10時より名古屋国際会議場 会議室(名古屋市熱田区)にて、平成27年度 電子マニフェスト導入実務研修会(愛知会場)を、協会員



講師の(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 新井室長

等45名の参加のもと開催されました。研修会は、JWNET 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター 業務推進部 普及対策室 室長 新井博司氏を講師としてお招きしました。

はじめに当協会専務理事 安藤均氏より「マニフェスト制度は平成2年に行政指導で始まり、平成5年に法制化されました。当初は特別管理産業廃棄物のみの対象でしたが、その後平成9年に廃棄物処理法の改正があり、平成10年12月から全ての産業廃棄物が対象となり、併せて電子マニフェスト制度が導入されました。電子マニフェストを利用することにより事務処理の効率化を図ることができ、さらにデータの透明性が確保され、法令の遵守が徹底できます。」と電子マニフェストの概要について説明がありました。

次に新井講師による研修が始まり、業者別で電子マニフェスト運用の場合、「排出事業者」の「マニフェストの交付・登録」では“廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引き渡した日から、3日以内にマニ

フェスト情報を情報処理センターに登録”とありました。「収集運搬業者」の「運搬終了報告」では“運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力し、情報処理センターに報告”とあり、「処分業者」の「最終処分報告」では“処分終了日から3日以内に、必要事項を入力し、情報処理センターに報告”とありました。新井講師から「この流れから気づくことが、電子マニフェストは、三者ともに3日がキーワードです。」と要点が上げられました。

電子化のメリットでは「情報の共有」と「情報伝達の効率化」を活用して、情報管理の合理化を推進することができます。中でも電子マニフェスト導入後のアンケートでは、90.4%が「電子化によりマニフェスト業務量が軽減した。」と回答があり、事務負担の軽減化に効果のあることが証明されています。しかし、電子マニフェストを運用したからといって、全くのペーパーレスになるわけではなく、紙の伝票(受渡確認票)も活用されているとのことでした。その後、PC画面にて電子マニフェストのログイン方法から入力の手順など、必須入力箇所について詳細に解説がありました。

解説終了後、新井講師への相談の列ができそれぞれの業種ごとの質問に対応されました。

午後は事前予約をされた3企業の担当者が、個別に電子マニフェストの導入にあたり具体的な相談をされました。

国においては平成28年度までに電子化率50%までの拡大が目標であり、現在普及活動が行われております。JWNETのサイトでは、Web上でデモシステムの体験、電子マニフェスト早わかりムービーを見ることができ、業者の方に向けてのわかりやすい導入ツールが用意されております。

■ JWNET 日本産業廃棄物処理振興センター

URL <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>